

草加市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定により、総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 市長は、会議を招集するときは、教育委員会への会議の開催日時、場所並びに協議及び事務の調整事項の通知をもって行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 法第 1 条の 4 第 4 項の規定により教育委員会が会議の招集を求めたときは、市長は、前項に準じて速やかに会議の招集の通知を行うものとする。

3 市長は、会議の開催について、市ホームページへの掲載等により第 1 項の通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

（会議の非公開）

第 3 条 法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議において市長及び教育委員会が合意したときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 草加市情報公開条例（平成 12 年条例第 30 号）第 7 条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整する場合

(2) 公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認める場合

(3) その他公開することが不相当と判断される場合

（事務の調整）

第 4 条 会議における事務の調整は、当該会議における構成員の合意をもって行うものとする。

（議事録）

第 5 条 市長は、会議の終了後、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、委員の発言内容、会議の経過等の逐語録とする。

3 議事録は、市役所情報コーナーへの備付け等により原則公表するものとする。

4 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(関係職員等の出席)

第 6 条 会議は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 月 日から施行する。